

2024年3月5日

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会  
常務理事 二村 睦子

液化石油ガス（以下、LP ガス）は、日本の消費者の約4割が利用しており、生活に欠かせない重要な家庭用エネルギーです。しかし、いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、特に賃貸集合住宅においてLP ガスを利用する消費者が不利益を被っている事例が多く見受けられ、消費者が事業者と健全な取引を行える環境を整えることは重要です。また、このLP ガス問題は、経済産業省や国土交通省、公正取引委員会、消費者庁等の複数の省庁が関わっており、省庁間で連携し、建設業者・不動産管理会社・オーナー、さらに消費者に対しても、広く継続的な啓蒙活動が必要です。

昨年、経済産業省の液化石油ガス流通ワーキンググループが再始動され、商慣行是正に向けた対応方針について議論が行われ、中間まとめ（案）と改正省令案が示されました。この中間まとめ（案）と省令改正案の方向性に賛成します。ただし、賃貸集合住宅では、一定の住み替えが発生しつつも、長期間賃貸を継続する消費者もいることから、同じ賃貸集合住宅で差が発生し、早期の改善が必要です。今後、制度改正・運用の実効性を高めるために、以下意見を申し述べます。

## 1.（販売の方法の基準）十五の二

（意見の内容）

賃貸借契約の締結前に、入居希望者に対して、LP ガス料金表等の情報提供は、努力義務ではなく、義務にしてください。また、消費者にとって分かりやすいリーフレットやチェックシート等の作成も進めてください。

（意見の理由）

消費者が入居前に生活費の見通しを立てるための情報を得られることは重要です。令和4（2022）年12月に実施した国土交通省の関係業界向けに行ったアンケート調査の結果によると、賃貸住宅オーナーがLP ガス事業者よりLP ガスの料金等の記載のある資料を受領したことがある割合は24.7%、不動産管理会社がLP ガス事業者又は賃貸型集合住宅のオーナーより同資料を受領したことがある割合は33.8%、宅地宅建取引業者（不動産仲介業者）が同資料を受領したことがある割合は19.1%と低い状況です。入居前に消費者の選択の自由を確保するため、不動産管理会社・オーナー等の協力も必要です。国土交通省と連携して「重要事項説明書（35条書面）への明記」等、消費者に確実に知らせるしくみを作ってください。

## 2. 附則（経過措置）第二条

### （意見の内容）

第二条では、「この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない」としてありますが、これを「施行から1年を経過した日から適用する」等、期限を明確にして適用するようにしてください。

### （意見の理由）

「無償貸与」等による過大な営業費用が不透明な形で LP ガス料金に上乗せされて回収されないよう、設備費用の外出し表示・計上禁止の方向性に賛成します。さらなる前進のため、対象を省令制定後の新規取引のみから、既存契約も含めるようにしてください。

## 3. その他

### （意見の内容）

この省令改正と合わせて、違反行為を取り締り、監視を続ける体制を整えてください。資源エネルギー庁、各地域の経済産業局、自治体等による立ち入り検査体制（検査員増、検査マニュアル作成・検査項目統一・検査担当者研修等）を整備するとともに、改正省令の施行前に、LP ガス事業者やブローカーの特商法違反の恐れがある駆け込みの営業行為が行われないう、特定商取引法違反（不実告知等）の行政措置等含めて、法執行強化してください。また、取引適正化が一定の成果を出すまで経済産業省の液化石油ガス流通ワーキンググループを継続し、市場監視の強化策の検討を行ってください。

### （意見の理由）

今回の省令改正は、長年続いた商慣行を是正させることであり、LP ガス事業者、オーナー、不動産会社、建築会社等の関係者への周知・徹底、規制当局による定期的な立ち入り検査体制の強化が極めて重要であり、実効性を確保するための方策が必要です。

以上